

調整力の応札にあたっての注意事項

調整力の公募に応札される場合、当該年の公募要綱等をご理解のうえ、下記事項[※]をご確認の上、応札をお願いいたします。

※掲載項目については、遺漏等が発生しやすい箇所を中心に掲載させて頂いております。

[全般項目]

- ・本書と写しが明確に区別できるようにしてご持参ください。
- ・入札書にある複数の項目の数値が計算上相互に矛盾することのないように正確に計算し、ご記載ください。
- ・入札価格は、年間料金を契約電力^{※1}で割った価格をご記載ください。※2

[電源(発電設備)等の仕様(様式3)]

- ・一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる供給力を提供するか否かについて、他類型との重複がある場合は、遺漏なくご記載ください^{※3}。
- ・「供給地点特定番号(22桁)」、「需要家名称」が正しく記載されているかをご確認ください。
- ・契約電力が供出電力の合計以下であること、各需要家の供出電力は、電源設備/負荷設備の容量を超えない範囲で供出していること等をご確認ください。
- ・落札評価において、需要家の重複が判明した場合には、調整力供出の妥当性をご連絡^{※4}いただきます。それでもなお、調整力供出の妥当性が確認できない場合は、当該需要家を応札内容として勘案いたしませんので、応札時点で確実に契約電力を充足するよう、需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願いいたします。

[その他]

- ・運用条件に関わる事項は様式7「給電指令対応システム」等について、具体的にご記載ください。

備考

- ※1 発電機の定格出力および需要家の最大供出電力の合計ではないため、ご注意ください。
- ※2 電源Ⅰ周波数調整力または電源Ⅰ需給バランス調整力における入札価格を指します。
- ※3 同一地点における他アグリゲータとの重複がある場合は、遺漏なくご記載ください。
- ※4 妥当性を確認し、その根拠を当社へ回答していただきます。